

令和6年度 第1回 地域と学校パートナーシップ事業 運営協議会 資料

目 次

資料 1	新潟市地域と学校パートナーシップ事業運営協議会開催要綱・・・	1
資料 2	新潟市地域と学校パートナーシップ事業実施要綱　・・・・・・・・	3
資料 3	令和6年度　地域と学校パートナーシップ事業の概要　・・・・	5
資料 4	今後の事業推進に向けた取組と課題　・・・・・・・・・・・・・・	14
参考資料 1	令和5年度　意識調査結果　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16

資料 1

新潟市地域と学校パートナーシップ事業運営協議会開催要綱

(目的)

第1条 本市において、市の設置した小学校、中学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等学校（以下「学校」という。）が、さらなる学校教育活動の充実を図り、地域全体で学校を支援する体制整備を図るため、次に掲げることについて、関係行政機関、関係団体、学識経験者から意見を聴取し、多方面から意見交換を行うことを目的として、新潟市地域と学校パートナーシップ事業運営協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

- (1) 本市における社会教育法第五条第2項に基づく地域学校協働活動の推進に関する協議・検討に関すること。
- (2) 広報活動、地域教育コーディネーターの養成に関すること。
- (3) 事業実施後の検証・評価に関すること。
- (4) その他地域と学校パートナーシップ事業に関すること。

(委員構成)

第2条 協議会は、委員10名以内で構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) コミュニティ協議会関係者
- (3) 学校関係者
- (4) 社会教育関係者
- (5) ボランティア団体関係者
- (6) 行政関係者

(委員任期)

第3条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、任期中に委員が交代するときは、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。ただし、通算の在任期間が6年を超えて再任することはできない。

(委員長及び副委員長)

第4条 協議会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、協議会の進行を行う。
- 3 副委員長は、委員長が欠席した場合その職務を代行する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、必要の都度教育長が招集する。

- 2 教育長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴き、若しくは説明をさせ、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 協議会の会議は公開とする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、新潟市教育委員会生涯学習推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

新潟市地域と学校パートナーシップ事業実施要綱

<事業の目的>

第1条 新潟市の設置する小学校、中学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等学校（以下「学校」という。）が、さらなる学校教育活動の充実を図るとともに、社会教育法第五条第2項に基づく地域学校協働活動に関する事項に基づき、豊かなコミュニティづくりのため、地域に開かれ、地域と共に歩むことができるように、学校と社会教育施設、地域との様々な活動を結ぶネットワークづくりや協働事業等を推進し、学・社・民の融合による教育を進めることを目的とし、新潟市地域と学校パートナーシップ事業（以下「事業」という。）を実施する。

<事業の内容>

第2条 前条の目的を達成するため、次の取組を行う。

- (1) 学校と地域団体（地域コミュニティ協議会など）、社会教育施設（公民館など）を結ぶネットワークづくり
- (2) 学校の教育活動における地域人材の参画と協働
- (3) 学校における地域の学びの拠点づくり
- (4) その他、事業を推進するために必要と認められる活動

<実施校区の選定>

第3条 新潟市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、各学校区を単位として、事業の実施校区を選定する。

<推進会議の設置>

第4条 事業を推進する組織として、実施校区にパートナーシップ事業推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

<推進会議の役割>

第5条 推進会議は、次の役割を担う。

- (1) 事業の推進方針に関すること。
- (2) 事業の実施と評価に関すること。
- (3) 事業にかかわる情報の発信及び地域住民や教職員等の啓発に関すること。
- (4) その他、事業の推進に関すること。

<推進会議の構成>

第6条 推進会議は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 地域団体の代表
- (2) 学校の代表
- (3) 社会教育施設の代表
- (4) その他、座長が必要と認める者

2 推進会議には、座長を置き、構成する者の互選により選出する。

＜推進会議の開催＞

第7条 推進会議は、必要に応じて座長が招集し、開催する。

＜地域教育コーディネーターの配置＞

第8条 教育委員会は、事業の円滑な推進と充実を図るため、第3条で選定した実施校に地域教育コーディネーターを配置する。

2 地域教育コーディネーターは、別に定める募集要綱により、公募する。

3 地域教育コーディネーターの任用期間は1年として、任用の日からその年度末までとする。

4 地域教育コーディネーターは、地方公務員法に規定された「会計年度任用職員」として別に定める規則にしたがって服務する。

＜地域教育コーディネーターの役割＞

第9条 地域教育コーディネーターは、学校と地域活動や社会教育施設の間の調整役となり、地域の人材を発掘したり、学校を核とした地域ぐるみの教育活動を企画・運営するなどの役割を担い、次の職務を行う。

(1) 学校や地域団体、社会教育施設との連絡、調整に関すること。

(2) 学校支援ボランティアの組織、整備に関すること。

(3) 地域の学びの拠点づくりに関すること。

(4) その他、事業の推進に関すること。

＜学校における推進担当＞

第10条 事業実施校は、事業の円滑な推進のため、教職員の中から地域連携担当教職員を選任する。

2 地域連携担当教職員は、地域教育コーディネーターと連携を図りながら事業を推進する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

令和6年度 地域と学校パートナーシップ事業の概要

新潟市教育委員会 生涯学習推進課

1 事業の目的

本事業は、学校がさらなる学校教育活動の充実を図るとともに、豊かなコミュニティづくりのため、地域と共にある学校づくりを推進し、学校と社会教育施設、地域との様々な活動を結ぶネットワークづくりや協働事業を実施し、学・社・民の融合による教育を進めることを目的とする。

2 根拠になるもの

○教育基本法（平成18年12月22日施行）

第13条

学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

○学校教育法（平成20年4月1日施行、平成23年6月3日最終改正）

第21条

第1項 学校内外における社会的活動を促進し・・・

第2項 学校内外における自然体験活動を促進し・・・

第3項 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き・・・

第43条

小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

（「小学校」の部分を「中学校」に読み替える）

○社会教育法（最終改正平成29年、新第5条第2項等より）

第5条

教育委員会は、地域住民その他の関係者が学校と協働して行う地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施するに当たっては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

○学習指導要領総則

小学校～第1章 第4-2-(12)、中学校～第1章 第4-2-(14)

学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。

○新潟市教育ビジョン第4期実施計画（令和2年3月策定）

【中心的な考え方のテーマ】 **これからの社会をたくましく生き抜く力の育成**

～学・社・民の融合による人づくり、地域づくり、学校づくり～

【視点3】 **地域と共にある学校づくりの推進（基本施策9-1）**

○新潟市地域と学校パートナーシップ事業実施要綱（平成19年4月1日施行）

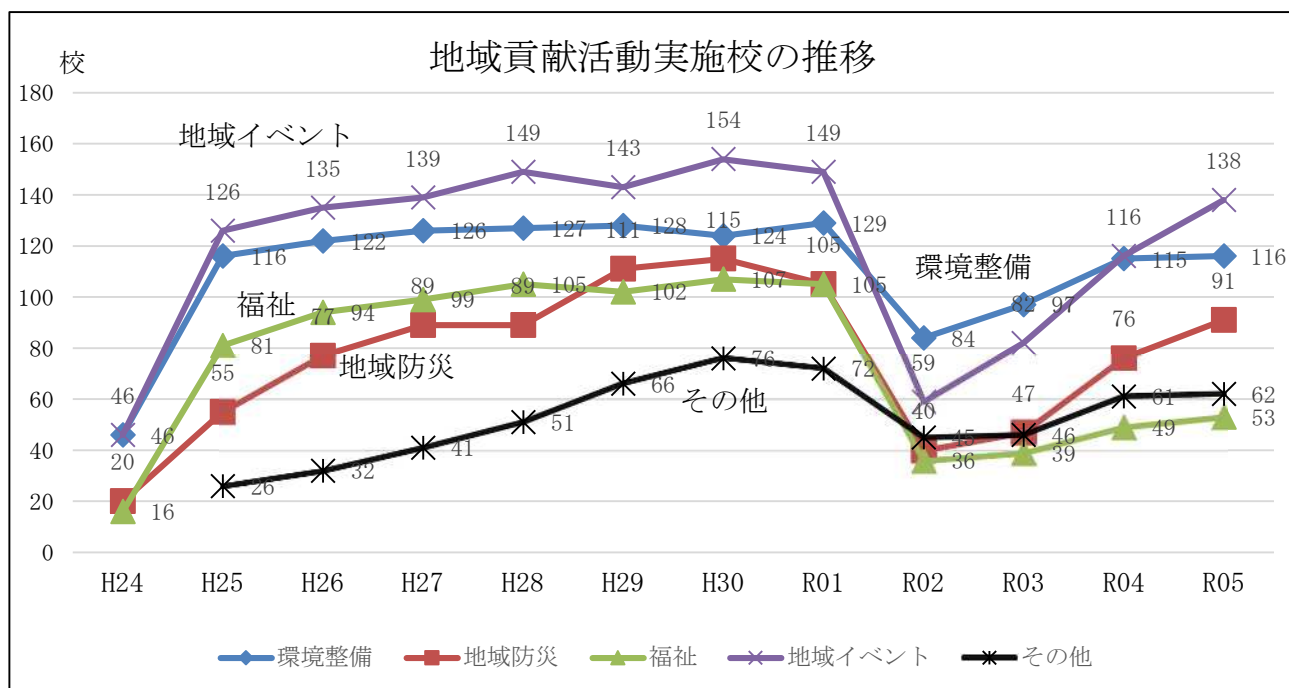
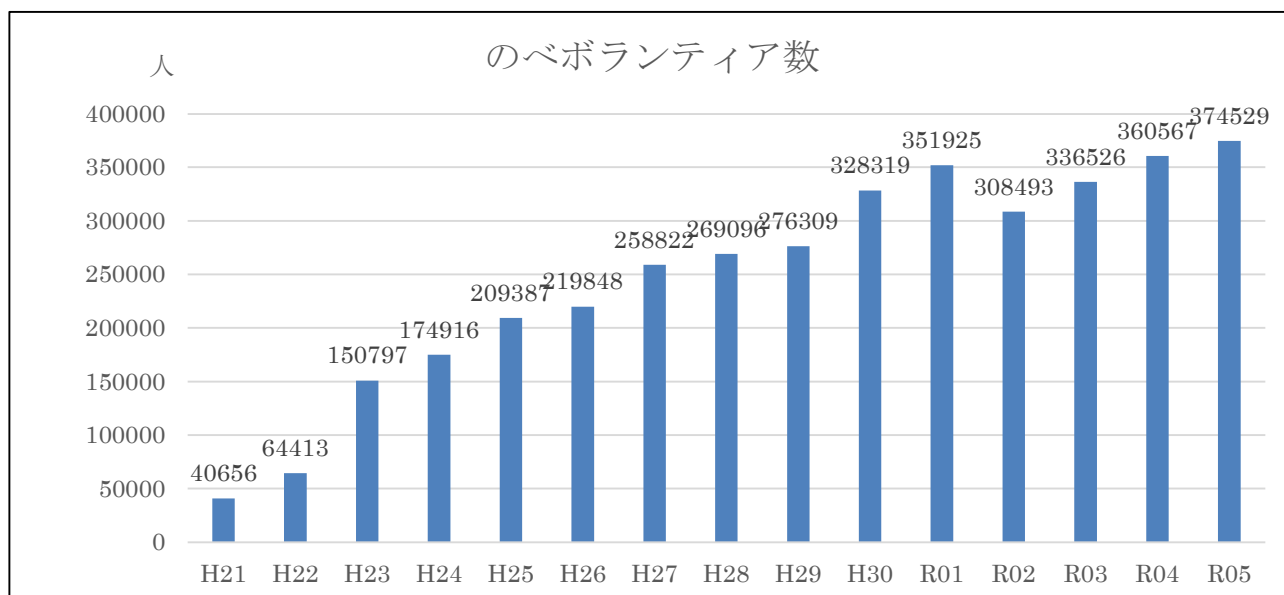
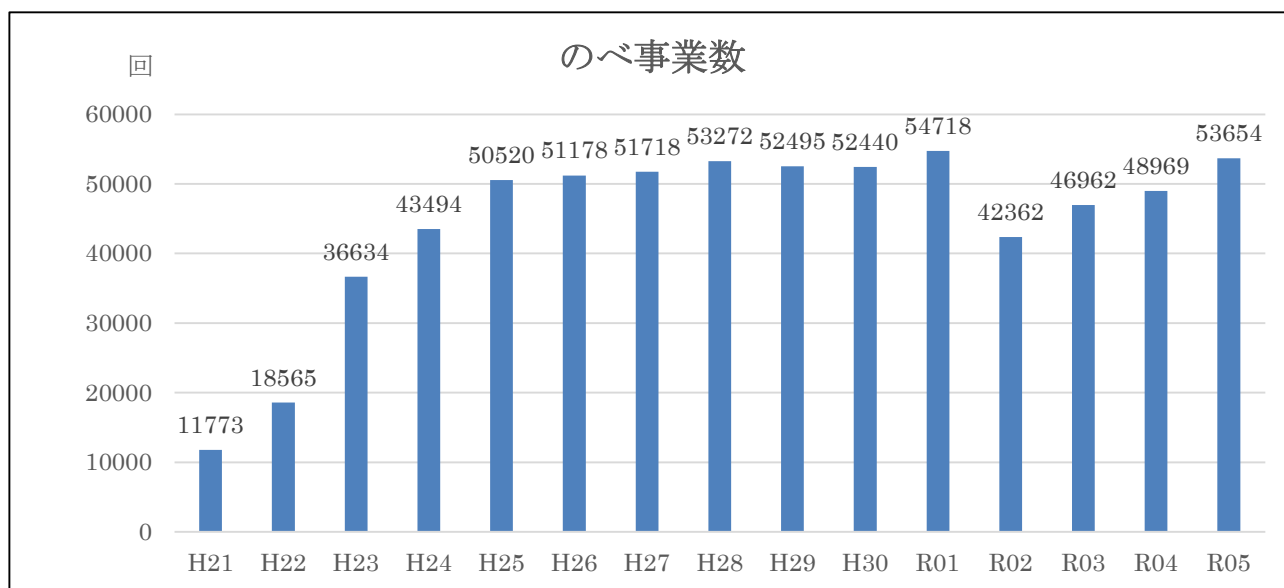
3 実績の推移

(1) 実施校数、地域教育コーディネーターの人数

年度	市単独事業	文部科学省「地域と学校の連携・協働体制構築事業」(令和元年度より)		実施校合計
		委託事業 (国10/10) 20~22年度	補助事業 (国1/3・市2/3) 21年度~	
19年度	8校	—		8校
20年度	22年度で委託事業が終了し、対象校40校はH23年度から補助事業に移行 ※1 学校の統廃合による減	40校(小学校32、中学校8)	—	40校
21年度		40校(小学校32、中学校8)	24校(小学校15、中学校9)	64校
22年度		40校(小学校32、中学校8)	65校(小学校42、中学校23)	105校
23年度		22年度で委託事業が終了し、対象校40校はH23年度から補助事業に移行 ※1 学校の統廃合による減	139校(小学校96、中学校43)	139校
24年度			158校(小学校103、中学校54、中等教育学校1)	158校
25年度			173校(小学校113、中学校57、中等教育学校1、特別支援学校2)	173校 (全校実施)
〃			〃	〃
30年度			165校(小学校106、中学校56、中等教育学校1、特別支援学校2)※1	165校 (全校実施)
R1年度			166校(小学校106、中学校56、中等教育学校1、特別支援学校2、高等学校1)	166校 (全校実施)
R2年度			167校(小学校106、中学校56、中等教育学校1、特別支援学校2、高等学校2)	167校 (全校実施)
〃			〃	〃
R5年度			167校(小学校106、中学校56、中等教育学校1、特別支援学校2、高等学校2)	167校 (全校実施)

年度	小学校	中学校	中等教育学校	特別支援学校	高等学校	計(人)	備考
19	9	—	—	—	—	9	
20	38	14	—	—	—	52	
21	69	34	—	—	—	103	
22	104	50	—	—	—	154	
23	143	75	—	—	—	218	
24	158	89	1	—	—	248	
25	170	95	1	3	—	269	
26	180	89	1	4	—	274	
27	173	97	1	2	—	273	
28	192	100	1	2	—	295	
29	196	99	1	2	—	298	
30	192	96	1	2	—	291	
R元	196	100	2	2	1	301	
R2	193	93	3	2	1	292	
R3	195	95	2	4	2	298	
R4	191	96	1	3	2	293	
R5	213	107	2	4	2	328	兼務16名

(2) 事業数、のべボランティア数、地域貢献活動数



4 事業内容

各校では、地域教育コーディネーター（以下、コーディネーター）が核となり、次の4点を柱に「学・社・民の融合による教育」を推進した。

（1） 学校と社会教育施設、地域活動を結ぶネットワークづくり

学校、社会教育施設、地域活動の三者が、子どもの健全育成のためにどのような「思い」や「めあて」をもって、どのように活動しようとしているのか、学校（地域教育コーディネーター）が情報交流拠点となって、それぞれがより効果的な活動となるよう意思疎通を図ること。さらに進んで、相互にできる範囲で協働していけるように調整を図ること。

（2） 学校の教育活動・課外活動における地域人材の参画と協働

学校の教育活動や課外活動の充実を図るために、学校支援ボランティアとして地域人材を活用すること。持続的な学校支援となるように、学校支援ボランティアを組織化することが望ましい。なお、学校が地域から支援を得るだけでなく、児童生徒が地域に出て貢献活動や交流活動をすることも含む。活動の「ねらい」や「方策」「評価」等について、教職員と地域住民が、対等な立場で忌憚なく意見を交わし合い、協議し、共有化することで、教育効果を最大限に高めることができる。

（3） 学校における地域の学びの拠点づくり

学校の教育資源（ひと・こと・もの）を活用し、地域住民の生涯学習の場を提供すること。具体的には、学校の教育活動に関連して（学校行事、PTA活動等）地域住民に学びの場を提供する、学校教育に支障がない範囲内で、学校の施設・設備を地域住民の学び（文化活動、学習活動、地域づくり及び交流）のために提供する、など。

（4） 学校の教育活動の様子を地域へ発信

地域教育コーディネーターが中心となって、様々なメディアを活用して、保護者や地域、社会教育施設等に学校の教育活動の様子を情報発信すること。子どもや孫がいない世帯にも学校教育に関心をもってもらうよう促すことが肝要である。最近では、コミュニティ協議会や区役所等と連携して広報活動を行ったり、ラジオやホームページなど各種メディアを活用したりして、情報発信を工夫している例が見られる。

5 令和5年度の成果と課題

それぞれの立場からみた成果

（1） 子どもにとって

当事業の取組は、子どもの学力向上、社会性の育成、自己肯定感の伸長に大きなつながりがある。

体験的な学習や活動で、子どもが地域の大人とかかわる場面を設定することで、認められる場、ほめられる機会が生まれ、自己有用感の育成につながっている。

（2） 地域にとって

ガイドラインに沿ってボランティアの受け入れを行った。昨年度に比べて、ボランティアの実人数も延べボランティア数も増加した。学校支援ボランティアからは、「子どもたちと一緒にいると元気が出る」「役に立てている実感がある」「住民同士の結びつきが強まる」という声が聞かれる。

(3) 学校にとって

地域教育コーディネーターと地域連携担当教職員、管理職がコミュニケーションをとり、地域と目標を共有し、重点化を図りながら取組を進める体制が整ってきている。

学校の方針、子どもの学習や活動の姿を学校運営協議会などの場で伝えたり、学校だよりやコーディネーター通信、学校ホームページなどで発信したりした。これらのことによって保護者や地域住民が学校の教育活動をより理解し、「自分たちにできること」を考える機会になっている。

(4) 社会教育施設等にとって

第1回目と第3回目の事業研修会で、公民館や図書館と学校との連携方法について話題に取り上げた。両館の職員は、学校との連携方法について情報交換をすることができた。

中央図書館職員は、研修会をきっかけに地域教育コーディネーターの区研修に講師として招聘され、学校との連携の在り方について、より具体的な説明を行った。社会教育施設にとっても、学校との連携について、前例にとらわれず自分たちができることを考える機会となった。

令和5年度の方策からみた成果

(1) 取組の重点の明確化

各校が「学校支援活動」「地域貢献活動」「地域交流活動」「学びの拠点づくり」から自校の学校教育ビジョンを踏まえて重点を置いて取り組むことを選択し、保護者や地域と協働しながら取り組んだ。

年間3回の事業研修会において、保護者や地域と目標を共有し、役割分担に基づいて取組を進める意義や大切さについて説明した。また、学校運営協議会制度を地域と学校パートナーシップ事業の取組につなげている学校の事例を紹介した。研修会アンケートの記述や、研修会における協議・情報交換の様子から、地域との目標共有、役割分担の大切さについて理解が進み、意識が高まってきていることが感じられる。

(2) 「特色ある教育活動」の市民への周知の推進

「地域と学校ウェルカム参観日」を8校で実施した。8校は、自行の重点化した活動を多様な方法で公開した。このため、保護者や地域住民をはじめとする市民に、学校が地域と連携しながら教育活動を推進していることを知ってもらうことができた。

区だよりやにいがた共育通信などの広報紙で、各校の取組の様子を約60回市民に伝えることができた。

各校では、地域と学校パートナーシップ事業の取組の一環を授業参観や学習発表会などで地域住民や保護者に広く公開した。

(3) 持続可能な事業のための研修の充実

全3回の「地域と学校パートナーシップ事業研修」を開催し、その中でテーマに沿った情報交換も実施した。研修会後のアンケートでは、肯定的な評価をする声が多く寄せられた。また、7月上旬に校務支援システムに「校内研修用スライド」データを格納し、「パートナーシップ事業通信 縁の下」や「新任校長研修会」などで各校での活用を促した。令和5年度から、自校の課題に応じて研修する項目を選択し、教職員が課題解決に向けて話し合う場を設定できるように工夫した。すべての学校で校内研修を実施したことに伴い、「校内研修用スライド」の活用も図られたととらえている。

各区教育支援センターが研修幹事とともに「区研修」の企画・運営にあたった。それぞれの区で「地域教育コーディネーターの職務内容や取組についての情報交換」「公民館や図書館と学校の連携」など多様なテーマを取り上げて学びを深めることができた。区研修は、特に新たに着任した地域教育コーディネーターにとって貴重な学びの場となっている。また、各校と区教育支援センターが結びつきを強め、コーディネーター同士のネットワークを拡げる貴重な機会になっている。

(4) 地域教育コーディネーターの勤務環境の改善について

地域教育コーディネーターの声や区教育支援センターからの情報を基に、研修会の内容に「地域教育コーディネーター業務の効率的推進」を取り上げた。事業通信にも効率的推進を促す4つの視点「変える」「減らす」「分ける（任せる）」「やめる」を示したことで、各校の管理職や地域連携担当教職員、地域教育コーディネーターが業務の取り組み方を見直すきっかけとなった。

地域教育コーディネーターの業務分担の推進とネットワークの拡充を目的に複数制を推進し、年間5回の公募を実施した。その結果、新規に52名の方を地域教育コーディネーターとして採用した。令和5年度は84%の学校で複数制をとることができた。複数制の学校からは、「業務を分担することで、時間のゆとりをもつことができた」「相談しながら文書を作成したり、アンケートに答えたりすることができるのでありがたい」という声が聞かれた。管理職からは「複数配置のメリットを生かして多様な人材と学校をつないでもらうことができてありがたい」「学校としては家庭の事情等で退職する方が1名出ても、もう1名の方が地域とつながってくれたり、教員と打ち合わせをしてくれたりするので、計画どおりに教育活動を実施できた」などの声を聞いた。

今後の課題と事業推進の方向

(1) コミュニティ・スクールとの一体的推進

第4期「教育振興基本計画」（令和5年6月閣議決定）において、「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」が基本施策に示された。この方針を受け、今後は学校運営協議会委員や学校職員などに「コミュニティ・スクールと地域と学校パートナーシップ事業の一体的推進」の意義や進め方などをより分かりやすく伝えていく必要がある。

令和6年4月から課名が生涯学習推進課となり、地域学校協働推進室が新設された。新設される推進室にコミュニティ・スクール事業が移管されたため、「コミュニティ・スクールと地域と学校パートナーシップ事業の一体的推進」に焦点を当てた研修会を企画運営し、一体的推進の意義や進め方を共有できるようにしていきたい。

学校に対しては、指導主事による計画的な学校訪問や学校の要請に応じた指導助言、「事業通信」の発行、区教育支援センターと連携した情報発信及び問い合わせ対応などを通して、一体的推進の意義や進め方を広められるようにしていく。

市民に対しては、「区だより」や「にいがた共育通信」などの広報紙、「市政さわやかトーク宅配便」などの講座を通して、事業の広報に努めていく。

(2) 地域教育コーディネーターの勤務環境について

地域教育コーディネーターの配当勤務時間については、来年度は30学級以上の学校への配當時を増やし、教員との打ち合わせや地域との連絡に充てる時間を確保しやすくしていく。

来年度も年間5回の公募を実施し、複数制を一層推進していく。また、複数配置の成果と課題を児童生徒の立場からも探り、事業推進に生かしていきたい。令和6年度末に兼務を解消するため、学校や地域教育コーディネーターには再度周知を図っていく。

地域教育コーディネーターが配当した時数内で効率よく業務に従事できるよう、管理職に対し、配當時数や業務などの管理を継続して依頼する。地域教育コーディネーターには自らの勤務を振り返り、業務内容や取組回数などを変えたり、減らしたりすることができないか

管理職や連携担当教職員と相談することを働きかける。

(3) 社会教育施設との連携について

公民館や図書館などの社会教育施設と学校が連携を深め、「学・社・民の融合による教育」を推進できるように、社会教育施設職員が研修会に参加したり、学校との連携の好事例を紹介したりする。また、社会教育施設からもよりよい連携の在り方について情報を発信していくよう働きかけていく。

6 令和6年度の事業

(1) 事業推進に向けた方策

- ① コミュニティ・スクールと地域と学校パートナーシップ事業の一体的推進
 - ・学校運営協議会などによる目標共有と役割分担の一層の推進
 - ・コミュニティ・スクールと地域と学校パートナーシップ事業の一体化の好事例の紹介
- ② 「特色ある教育活動」の市民への周知の推進
 - ・各種たより等による事業の周知
 - ・アンケート結果の有効活用
- ③ 持続可能な事業のための研修の充実
 - ・教職員を対象とした校内研修充実の支援（自校の課題を解決する話し合い場面を取り入れたスライドデータの配付）
 - ・校長として自校の課題をどう解決していくか考えることに焦点を当てた新任校長研修会
 - ・新任地域教育コーディネーター研修の開催（先輩コーディネーターの講話を取り入れる）
- ④ 地域教育コーディネーターの勤務環境の改善
 - ・複数制の推進
 - ・兼務解消の推進

(2) 地域教育コーディネーターの勤務

- ① 身分 パートタイム会計年度任用職員（1年間の任用）
- ② 待遇
 - ・報酬 … 1時間1、200円
 - ・保険 … 健康保険・厚生年金保険・雇用保険等は、週の所定労働時間が20時間以上（兼務の場合も含めて）となる方は加入。公務災害の対象
 - ・交通費 … 通勤手当（2km以上）、市内出張等旅費の費用弁償あり（車の場合@22円/km）
- ③ 1校当たりの年間勤務時間

小学校	9学級以下…585時間、10～19学級…635時間、20学級以上…675時間、 30学級以上…695時間
中学校	9学級以下…480時間、10～19学級…530時間、20学級以上…570時間 30学級以上…590時間
中等教育学校	…850時間
特別支援学校	…635時間
高等学校	…400時間

※ コーディネーターを複数配置する学校に、年間10時間（予定）を追加配当する。

※ 各校、週16時間の勤務を原則として実施しているが、校長の判断により勤務内容に応じた勤務時間の柔軟な対応は可能である。

※ 新任コーディネーターや区研修幹事など、特別な役割を担うコーディネーターに対し勤務時間を特別配当する。

(3) 事業費等（1校当たり）

① 配当額（食糧費、郵便料相当の総額）

小学校 9学級以下…8,000 円、10～19 学級…10,000 円、20 学級以上…12,000 円
中学校 9学級以下…8,000 円、10～19 学級…10,000 円、20 学級以上…12,000 円
中等教育学校…12,000 円 特別支援学校…10,000 円 高等学校…12,000 円

※ 需用費に関しては、学校配当予算からの執行を可能とした。

- ② 電話料 コーディネーター専用の携帯電話（学校に1台）
 ③ 賃借料 パソコン、プリンター、デジタルカメラ

(4) 本事業にかかる研修

① 地域と学校パートナーシップ事業研修会

	第1回	第2回	第3回
趣旨	・今年度の事業概要を知る。 ・関係者の顔合わせと区の研修計画の立案をする。	・地域連携における校長のマネジメントのあり方を知る。	・事業を推進するために必要な実務上のスキルを学ぶ。
日時 会場	<中央・江南区の全学校> 令和6年5月22日（水） 14:30～16:30 会場：黒崎市民会館 <北・東区の全学校> 令和6年5月23日（木） 14:30～16:30 会場：東区プラザ <西・西蒲区の全学校> 令和 令和6年5月29日（水） 14:30～16:30 会場：黒崎市民会館 <秋葉・南区の全学校> 令和6年5月30日（木） 14:30～16:30 会場：黒崎市民会館	令和6年7月31日（水） 14:30～16:30 会場：総合教育センター	<小学校、特別支援学校> （北・東・中央・江南） 令和6年11月12日（火） 14:30～16:30 会場：黒崎市民会館 （秋葉・南・西・西蒲） 令和6年11月14日（木） 14:30～16:30 会場：黒崎市民会館 <中学校、中等教育学校、 高等学校> 令和6年11月19日（火） 14:30～16:30 会場：黒崎市民会館
対象	地域連携担当教職員 地域教育コーディネーター 学校運営協議会長	新任校長	地域連携担当教職員 地域教育コーディネーター
内容	1 今年度の事業方針説明 2 情報交換 3 区研修の計画づくり	1 研修説明 2 講義 3 グループワーク	1 全体研修 2 グループワーク

※ 区研修実施のための研修幹事会

第1回 令和6年6月26日（水）黒崎市民会館 第2回 令和6年1月24日（金）黒崎市民会館

② 新任コーディネーター研修

	第1回	第2回
日 時	令和6年4月22日（木）	令和7年1月22日（水）
会 場	14:30～16:30 会場：黒崎市民会館	14:30～16:30 会場：黒崎市民会館
対 象	新任地域教育コーディネーター	新任地域教育コーディネーター
内 容	・パートナーシップ事業の理解 ・コーディネーターの服務・勤務の理解 ・コーディネーターの実務の理解	・パートナーシップ事業の理解 ・コーディネーターの服務・勤務の理解 ・1年間の振り返りと今後の取組

③ 教職員対象の研修

研修会名	開催月	対 象	備 考
中堅研修	7月～	教職員	期間内に市総合教育センターHPの動画を視聴
新任転入事務職員研修	7月	新任事務職員	対面で実施
ミドルリーダー研修	11月	教職員	対面で実施

今後の事業推進に向けた取組と課題

生涯学習推進課

1 持続可能な事業システムの構築		事業開始18年目を迎える。コミュニティ・スクール(CS)導入3年目において、CSの推進力となるパートナーシップ事業の持続可能なシステム構築を目指す。	
1-1	コミュニティ・スクールと地域と学校パートナーシップ事業の一体的推進	◇学校運営協議会での話合いの質の向上と学校間格差を解消する必要がある。 ◇CSで協議された学校や地域の課題解決の具体的方策として地域と学校パートナーシップ事業を活用する意識を高める必要がある。	
	令和6年度取組 ① CS講座を開催する。 ・教職員・CS会長・地域教育コーディネーター対象の講座を年2回実施 ・管理職対象の講座を年1回実施 ② 生涯学習推進課指導主事による学校運営協議会の参観と助言を実施する。 ③ 「CSと地域と学校パートナーシップ事業の一体的推進」に焦点を当てた研修会を実施する。 ・教職員・地域教育コーディネーター対象の研修を年2回実施 ※1回目の研修にはCS会長も参加 ・新任校長対象の研修を年1回実施 ④ 各区の教育支援センターと連携した情報発信と問い合わせ対応を実施する。 ④ CSとパートナーシップ事業通信「みらい創り」を発行する。	ご意見	
1-2	校内体制の確立	◇校内研修の確実な実施などにより、地域連携の意義や、今後の取組の方向性などについて、全教職員がしっかりと共通理解する必要がある	
	令和6年度取組 ①学校マネジメント研修で説明する。 ②新任校長を対象とした事業研修を実施する。 ③地域連携担当教職員の校務分掌への位置づけと職責の明確化を図る。 ④生涯学習推進課作成のスライド（パワーポイント）を活用した校内研修を実施し、自校の課題解決策について話し合う。	ご意見	
1-3	地域教育コーディネーターを含めた学校職員の多忙化解消	◇重点化や目標共有、役割分担により、事業の取組が充実すること、また多忙化解消にもつながっていくことをより多くの教職員に理解してもらう必要がある。	
	令和6年度取組 ①地域教育コーディネーターの複数配置を推進する。 ②令和6年度末で地域教育コーディネーターの兼務を解消する。 ③年5回の公募を実施する。 ④「実施計画書」「実施報告書」の記載事項の重点化を図る。 ⑤30学級以上の学校への配当時数を増やす。 ⑥パートナーシップ事業の推進が多忙化解消につながっている事例を紹介していく。	ご意見	

1-4	地域教育コーディネーターの服務・勤務と研修	◇全ての地域教育コーディネーターが自身の服務・勤務、職務内容について理解を深めていく必要がある。また、新任コーディネーターが見通しをもって職務に取り組めるようにしていく必要がある。 ◇全体研修会、区研修会の実施内容の工夫が必要である。
	令和6年度取組 ①コーディネーターのニーズにも応じながら研修内容を決定していく。 ②CSとパートナーシップ事業通信「みらい創り」による情報発信を行う。 ③新任コーディネーター研修会において、経験豊富なコーディネーターの講演を行う。 ④研修幹事の選任、区の実態や必要感に応じた区研修を実施する。 ⑤勤務実態に関する調査を実施する。	ご意見

2 学・社・民の融合による教育の推進		社会教育施設や企業、地域住民がより学校教育とかわり、地域総がかりで子どもを育てる意識を高める必要がある。
2-1	社会教育施設と学校との連携強化	◇公民館や図書館等の社会教育施設が学校と連携し、それぞれの強みを生かした学びを子どもに提供することで、教育の質を高めることができる。
	令和6年度取組 ①パートナーシップ研修会に社会教育施設職員が参加する。 ②研修会や事業通信等で、学校と社会教育施設との連携の好事例を紹介する。 ③社会教育施設からもよりよい連携の在り方について情報を発信してもらえよう働きかける。	ご意見
2-2	コンソーシアムの推進	◇高等学校や中等教育学校においては、企業や大学等との連携を推進することで生徒の学びを充実させることができる。
	令和6年度取組 ①市内高等学校、中等教育学校において、大学、専門学校、企業などの連合体や新潟市の市長部局などと協力し合いながら、コンソーシアムの構築を進める。 ②各校で行われている様々な実践を事業通信等で紹介する。	ご意見

3 市民への周知、広報活動		市民への調査によると、本事業の認知度は高いとはいえない。CSと当事業とのつながりを広く市民に周知し、多くの市民の参画により事業を発展させていく必要がある。
3-1	マスメディアとの連携	◇本事業に関する報道は「学校での特色のある取組」といった内容になることが多く、事業の意義や成果がクローズアップされにくい状況にある。
	令和6年度取組 ①市報・区だより、新聞等に掲載する際、「地域と学校パートナーシップ事業」の文言挿入を奨励する。 ②市報への連載等の広報活動の充実を図る。	ご意見

令和5年度「地域と学校パートナーシップ事業に関する意識調査」結果より

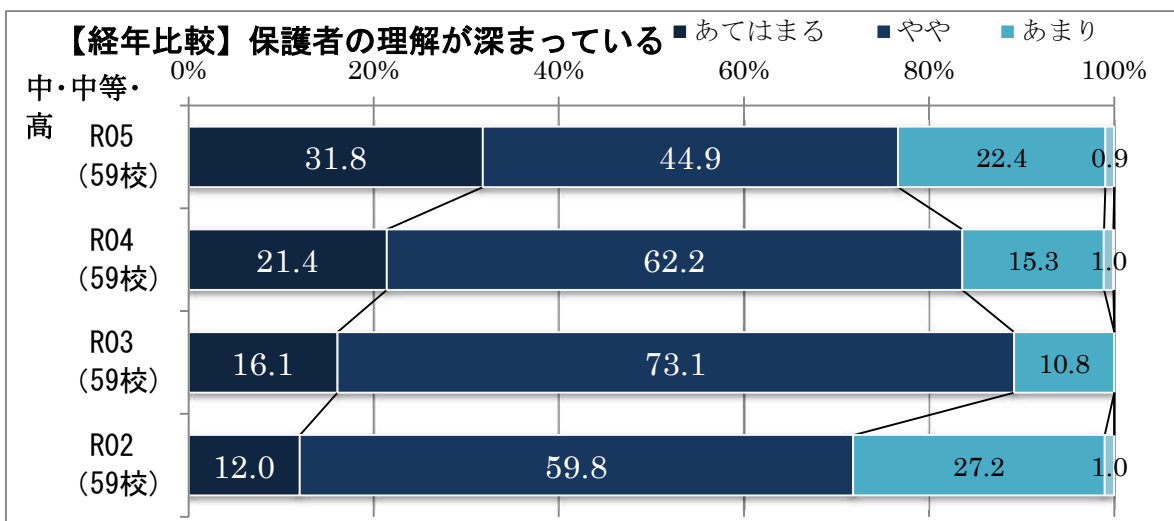
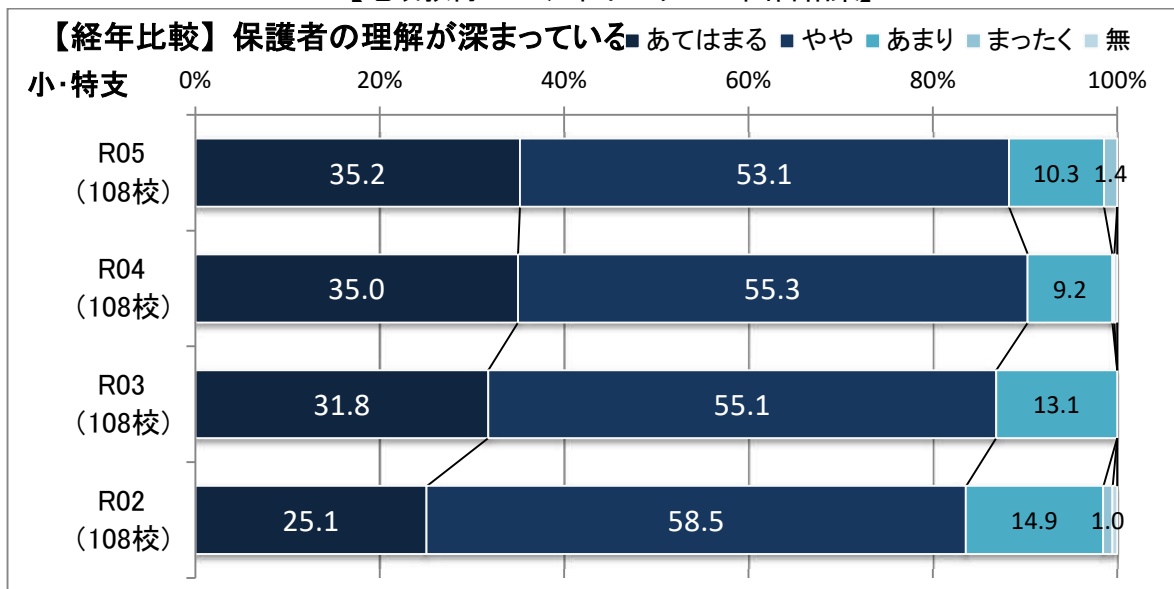
- (1) 調査期間 令和5年10月16日～11月13日
- (2) 調査対象期間 令和5年 4月 1日～10月30日
- (3) 実施対象校 地域と学校パートナーシップ事業実施 全167校
- (4) 調査方法 質問紙による調査
- (5) 調査対象数(有効実数) 回収率 100%

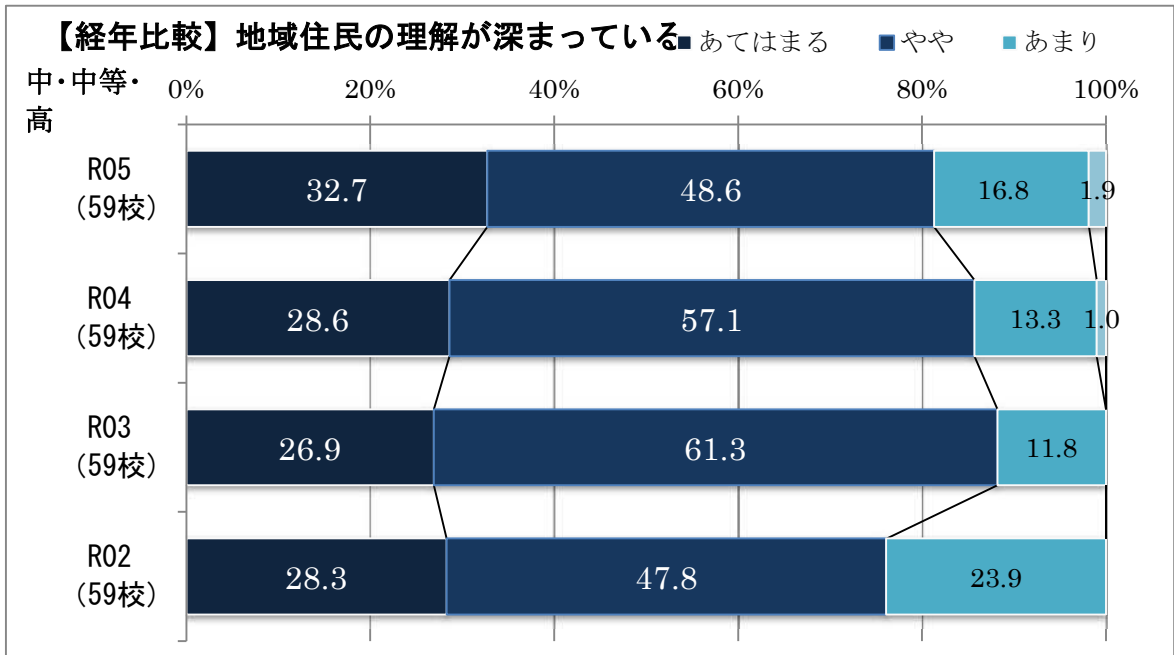
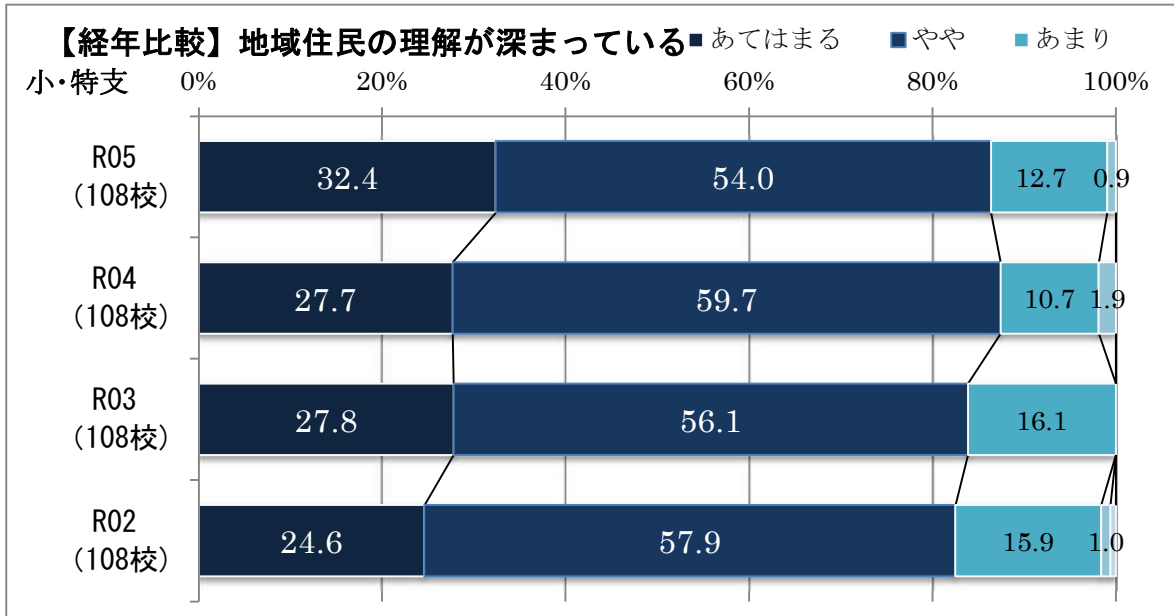
	小学校 特別支援学校	中学校 中等教育学校 高等学校	総数
学校数	108校	59校	167校
教職員	1171名	490名	1661名
学校支援ボランティア	601名	185名	786名
地域団体	271名	186名	457名
地域教育コーディネーター	213名	107名	320名

※ 教職員は、管理職、地域連携担当等から抽出

※ 学校支援ボランティアと地域団体は、各校合わせて10名以内が回答

【地域教育コーディネーターの回答結果】





【教職員、学校支援ボランティア、地域団体、地域教育コーディネーターが回答】

1

パートナーシップ事業を進めるに当たり、課題となっていること、感じていることは何だと思いませんか。（全体）

